

○総務委員長(木田治男君) 御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました陳情第一号の審査経過と結果を御報告申し上げます。

なお、報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

本件は一般消費税導入に際して、当市議会でも、引き続き政府機関に対して反対の要請行動をとっていただきたいとの趣旨でございます。

本委員から、本陳情の趣旨は、すでに議会でも決議していることであり、本結論をつけるべきであるとの意見があり、かつ、本件は国会でも検討されており、新聞等でも実施は一年程度先となるとの報道がされてあり、実施の空気もあることから、本件は採択すべきであるとの意見がありました後、採択いたしましたところ、全員一致をもって、本件は採択すべきものと決定した次第でございます。当委員会決定により採択くださいますようお願い申し上げます、審査の御報告といたします。

○議長(岩田博君) 以上で委員長が審査報告は終わりました。こゝより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

陳情第一号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本件は委員会報告により決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって陳情第一号は委員会報告により採択と決定いたしました。

○議長(岩田博君) この際お諮りいたします。

先ほど追加日程となりました議案第二十八号及び陳情第二号を先議したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十八号及び陳情第二号を先議することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 追加日程第一議案第二十八号昭和五十三年度福生市一般会計補正予算(第七号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 浅見祐康君登壇)

○企画財政部長(浅見祐康君) 御指名をいただきましたので、議案第二十八号昭和五十三年度福生市一般会計補正予算(第七号)につきまして御説明申し上げます。今回の補正は、一条におきまして記載のとおり一億九百二十九万四千円を追加いたしまして、予算総額を八十四億六千七百五十八万四千円と定めようとするものであります。

なお、この追加の財源といたしましては、特別交付税の三分分が確定をいたしまして、その金額を追加しようとするものでございます。なお、十二月交付分といたしまして、すでに今議会に御提出申し上げており、御議決をいただいたております交付分一億五千百三十八万四千円と合わせますと、五十三年度分の特別交付税が二億六千三十三万二千円というように確定を見ております。

第二条におきまして、繰越明許費の補正をお願いしてあるところで、繰越明許費補正の表のとりの補正をお願いしようとするものでございます。

内容につきまして補足したいと思っております。四ページを開きいただきます。

まず歳入でございますが、ただいま申し上げましたようなことで、今回一億九百二十九万四千円の追加に相当するのでございます。これは御案内のとおり、特別交付税と申しますのは、地方交付税において算定しかたい特別の財政需要、こういったものに対して交付されるのでございまして、当市の場合には御案内のとおり、基地対策に伴うものが、その大半に相当するわけでございます。

それで、それらにつきましては、ルール分といたしまして、すでに十二月算定として、約一億五千万円分の交付が決定を見ていたわけでございます。その後、市長が大変お骨折りをいただきましたしまして、国に対して運動を展開した等のいろいろな経過に基づきまして、その他の要素も含めまして、今回大幅に、これらの要素が加味されました結果、予測を大きく上回った形で確定を見たわけでございます。

その他の要素と申しますのは、財政需要に関連いたしましたので、都下の、いわ

ゆる整備関係、あるいは公共事業の施行の推進、こういったものが、一応、基地対策事業の関連事業といたしまして、一応財政需要の増になるんだという一つの判断を、国において下されたというような結果であらうかと思ひます。そういった事情で、たゞいま申しましたような金額に相なったわけでございます。

ちなみに、東京都二十六市の合計額の交付額は、約十九億円でございす。そのうち一三・六%が福生市に交付されているということでございます。順位的には東京都でナンバーワンだということになるわけでございます。特文という性質のことから、これらにつきましては、市の財政運営上、非常に有利なことに相なったわけでございます。歳入につきましては以上で終わります。

それから、歳出でございますが、五ページになります。

土木費の都市計画費、このうちの、西地区周辺排水路の関係でございますが、今回、補正をしようとする主なものといたしましては、御案内のとおり、一億三千九百五十万円をもちまして、建設省に委託しておりました樋管部分の工事でございますが、この精算残でございます。本来なら、この執行残というのは、国に返すま行くわけでございますが、いろいろ防衛施設庁とも協議いたしました結果、返

還せずに、五十三年度分の事業といたしまして、御認定をいたしたましまして、この起債のとおり、委託料から工事請負費の組みかへという形で、今回、予算措置をいたしまして、五十三年度事業として発注するというような方法で確定を見ました。その結果、今回補正をするわけでございます。

内容といたしましては、委託料が減額の四千四百四十五万円、この内訳が排水の樋管新設工事の委託料として三千九百十万円の減額、これは建設省への委託の関係でございます。それから実施設計につきまして、五百三十五万円、これも工法変更によりまして、今回、想定いたします設計委託料を五百万円程度減額できらうというふうな見通しで減額をしております。それを工事請負費に持ってきています。工事請負費の今回の補正が四百五十九万八千円でございす。ただいま申し上げましたように、西地区の周辺排水路新設工事といたしまして、開削の工事を、さらに八メートルほど、二千八百ミリの管をいけるといふことで、約八メートルほど延長をしたいというものでございます。それから、二十二の補償、補てん及び賠償金が七十四万八千円の減額でございます。これは、予算との見合いです。測を若干下回るといふ想定がつきましたので、今回七十四万八千円を減額しよ

うとするものでございます。

なお、ちねんに、五十四年度の開削分の残りがどのくらいになりますかと申し上げますと、約百メートル程度の残になるということになると思います。それから上は一応、シールド半分、推進半分というふうな大体大さうでございしますが、そういうふうな工法で、国道一六号で、五十四年度以降、一応実施するというふうな計画に相なっております。

以上が、都市計画費の關係の西地区周辺排水路に關係いたします補正の内容でございます。

次に、諸支出金でございますが、歳入で申しましたように、特交分が、今回増額で決定されましたので、それに伴います支出をいたしまして、将来の事業の原資に当てるため、都市施設整備基金に、そのまゝ積み立てるといふ考えでございます。なお、端数の關係もございしますので、予備費から七十万六千円を充當いたしましたして、今回の補正額は一億二千万円と定めようとするものでございます。

ただいま申しましたように、予備費が七十万六千円の減額に相なるわけでござ

います。

なお、西地区周辺排水路關係の関連におきましての主要建設事業の一覽表が資料として、変更を添付をされておられると思っておりますので、その資料につきましては、よろしく御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、まことに雑駁な説明でございましたけれども、議案第二十八号につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしくどうぞ、御審議を賜りまして、原案とあり御決定していただくようお願いいたします。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

こゝより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十八号については、委員会付託及び討論を省略し、原案とあり可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） お諮りいたします。

「たいす東日正治君から、本案は原案とあり可決されたい旨の動議が提出
されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。」

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十八号は原案のと
おり可決いたしました。

○議長（岩田博君） 追加日程第二陳情第二号株式会社本庄「ショップミナセ」

多摩福生店の本店反対に関する陳情書を議題といたします。
事務局をして陳情書の朗読をいたさせます。

（市川議事係長朗読） 別添参照

○議長（岩田博君） 本陳情書について、御意見等がありましたらお願いいたしま
す。

（「田中議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 以上で意見を終わります。

陳情第二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、建設委員
会に付託いたします。

○議長（岩田博君） 暫時休憩いたします。

午後一時四十二分 休憩

午後二時二分 開議

○議長（岩田博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

「たいす付託いたしました陳情第二号は、閉会中の継続審査とすることに
御異議ありませんか。」

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 御異議なしと認めます。よって陳情第二号は閉会中の継
続審査とすることに決定いたしました。

○議長（岩田博君） 日程第二十四閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

統務委員会から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 御異議なしと認めます。よって本件は申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（岩田博君） 日程第二十五特定事件の継続調査についてを議題といたします。委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求があり

ました。

本件はお手元に御配付のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（岩田博君） 以上をもって本日の日程は、全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって昭和五十四年第一回福生市議会定例会を閉会いたします。
午後二時四分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

副議長

小岩田 博
小堀 仁七

議員 指田保雄
 議員 宇佐美良時
 議員 母井七次
 議員 小林南三

写

福総庶発第三千百八十五号

昭和五十四年三月二十三日

福生市議会議長

岩 田 博 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

追加議案の送付について

昭和五十四年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第二十八号 昭和五十三年度福生市一般会計補正予算（第七号）

陳情第二号

株式会社本庄「ショッピングセンター多摩福生店」の出店反対に関する陳情書

陳情の要旨

このたび福生市加美平三丁目一七番地三、四、五に株式会社本庄によるスーパー「ショッピングセンター多摩福生店」出店を計画し、福生市商工会に出店計画書が提出されましたが、私達地元零細小売商業者は生活権並びに営業権を守るために、左記理由により出店に反対するものであります。

ぜひとも採択していただきたくお願いいたします。

記

一 福生市内に既存の西友、長崎屋を初め大型店舗は現状飽和状態であり、他の市町村から比較しても明らかであります。オーバーストアーであることは明白であります。

隣接の羽村に近々大規模店の出店が予定され、福生市内の零細小売商業者を取り巻く商業環境は、きわめて厳しい状況にあり、年々売上げの減少を来しており、その営業基盤が危ぶまれているのが現状であります。

このような状況下で、今回の「ショッピングセンター多摩福生店」の出店計画は、地元商店会の零細小売商業者にとつては死活問題であります。

二 「ショッピングセンター多摩福生店」の出店計画によると、売場面積一、〇五六平方メートル（三二〇坪）は、新法による大規模小売店舗であります。大店法施行直前の駆け込み出店を狙った意図は明白であります。大規模小売店舗法が昨年十一月国会を通過し、国が法律によつて五〇〇平方メートル以上の売場面積の店舗に規制する方針を決定した以上、施行前といえども法律に準ずべきであると思います。施行直前の駆け込み出店は企業本位の他を省りみない、強行出店にも等しいものであります。

したがつて新法に基づいての出店計画を立てるべきであると思います。これが大企業者としての姿勢であり、又道義的にも法に準じての出店がしかるべきであると考えられます。

三 「ショッピングセンター多摩福生店」の出店計画書によると第一次、第二次商圈で一、五五七世帯を対象としており、年間売上額も六億二千六百四十万円となる見込み額が提出されているが、対象世帯数からみても八億五千万から九億の売上額が予想され、地元小売商業者が壊滅的打撃を受け、ますます窮地に追い込まれることは必至であります。

したがつて地元小売商業者との共存共栄などは当然なりたたないもので、今回の出店に

ついでには絶対反対であります。

「シヨツピングセンター多摩福生店」出店は地元小売商業者の生存を脅かすものであります。

したがって、私どもはここに陳情を提出し、議員諸氏が十分この事情を理解くださるまして、本陳情を御採択くださいますようお願いいたします。

昭和五十四年三月二十二日

陳情者代表

福生市本町一一五

東京都福生市大型出店反対同盟

代表 市 川 芳 忠 印

他九十七人

福生市議会議長

岩 田 博 殿